

高齢者に痛み

自民、公明の医療改悪 10月1日から実施 70歳以上の医療費窓口負担が3割に（2割だった方）

10月から変わる制度

現役並み所得のある70歳以上の高齢者の、窓口負担 2割 3割

70歳以上の療養病床入院患者の食費、居住費の負担増 現役並み所得者・一般の場合（1日あたり）

現行（食費）780円 （食費+居住費）1700円

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げ

埋葬料支給

1ヶ月の賃金相当額（最低10万円） 一律5万円

「特定療養費制度」を廃止し、「混合診療」の本格的導入に向けた「保険外併用療養費制度」を創設

今年6月の国会で、自民党・公明党が強行成立させた医療改悪法にもとづく患者負担増が、10月から実施されます。70歳以上の高齢者を中心に、医療費の窓口負担の大幅値上げや療養病床入院患者の食費・居住費の負担増、高額療養費制度の限度額引き上げなどが内容です。

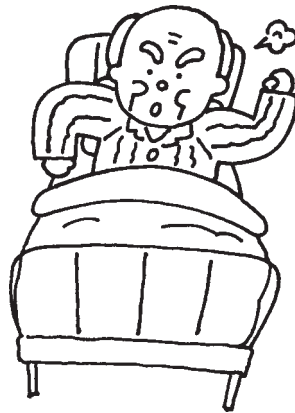
これからも続く負担増

1年半後の2008年4月からは、70歳から74歳で、医療費窓口負担が1割の方を2割に引き上げます。

75歳以上のすべての高齢者から保険料（平均年間6万円位）を年金から天引きする後期高齢者医療制度の創設です。滞納者から保険証を取り上げることまで決めています。

いまある医療、介護合わせて38万床の療養病床を、6年間で、23万床も削減し、15万床にする計画です。すでに7月からの診療報酬改定で、療養病床の入院患者を「医療の必要性が低い」と決めつけ点数を大幅に下げ、病院から追い出そうとしています。

「命の格差」生む「混合診療」の導入です。保険のきかない医療が拡大し、所得の格差が「治療の格差」「命の格差」となる危険を増大させます。



羽村市
9月議会

医療費負担増に日本共産党は反対！ 新政会（自民系） 公明党などが賛成

9月11日、羽村市9月議会では、70歳以上の「現役並み所得者」の医療費窓口負担を、2割から3割に引き上げるための、「羽村市国民健康保険条例の一部を改正する条例」が審議されました。

「現役並み所得」とは、課税所得額が年間145万円以上で、年収が夫婦2人世帯で520万円以上、単身世帯で383万円以上の方です。課税所得額は8月に引き下げられたばかりです。羽村市で新たに2割負担になった方はおよそ250人です。しかし、課税所得額が年間145万以上でも年収が基準額（夫婦2人520万円、単身383万円）に満たない方は、申請して1割負担にすることができます。申請して1割になった方は、羽村市で100人以上います。150人近くの方は、1割から3割へ短期間に3倍です。羽村市では、839人が10月から窓口負担が3割になります。（人数は9月現在。変動あり。）

高齢になれば、目が見えにくくなる、歯が悪くなる、膝が痛い、身体のおちこちに不調が出てくるなど、医者にかかることが多くなるのは当然です。

年をとって、病気になったとき、安心して医療にかかれるよう高齢者の医療費をこれまで現役世代より低くしてきたという歴史的経過もあります。

今回の患者負担増は、病院に行くことを差し控える高齢者が増え、治療が遅れて病気を悪化させるおそれもあります。一連の医療改悪は、地域医療の崩壊につながりかねないと、各地の医師会の会長さんをはじめ関係者から、批判の声が上がっています。

お金があるなしにかかわらず、誰もが安心して、医療を受ける権利があります。国や自治体はその権利を保障すべきです。

羽村市も、窓口負担の引き上げに反対するとともに、保健診療が可能な医療を充実させ、削減されてきた国庫負担を計画的にもとに戻すよう国に働きかけるべきです。

高齢者は今年度になって、住民税・介護保険料・国民保険料の大幅値上げで悲鳴を上げています。医療費窓口負担を2割から3割にして高齢者をさらに苦しめる、「羽村市国民健康保険条例の一部を改正する条例」に日本共産党は反対しました。

* 年収が基準額に満たなくても、課税所得が145万円以上の人は、所定の書類で申請しないと「現役並み所得」として扱われます。該当する方は申請しましょう。障害者など、制度の活用で、税金が安くなる場合があります。市役所窓口でご相談を。

無料法律相談 10月10日（火）
午後1時半より 羽村市生涯学習センター
「ゆとろぎ」学習室

* 要予約
市議団へ
ご連絡を

中原まさゆき TEL 554-1163
高橋 みえ子 TEL 555-1911
市川 えい子 TEL 554-1140

羽村民報

2006年10月1日 No.818

発行 羽村民報編集委員会
責任者 野崎 衷

日本共産党羽村市議団のホームページ
<http://www.jcphamura.org/>
市議団控室 電話/FAX 579-1163